

第11次旭川市交通安全計画の作成について

1 作成の根拠

旭川市交通安全計画（以下「計画」という。）は、交通安全対策基本法（昭和45年6月1日法律第110号。以下「法」という。）第18条第1項及び第26条第1項に基づき、旭川市交通安全対策会議が作成する。

交通安全対策基本法（抜粋）

（市町村交通安全対策会議）

第十八条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

（市町村交通安全計画等）

第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

2 作成の内容

法第26条第3項に基づき、次の内容とする

交通安全対策基本法（抜粋）

（市町村交通安全計画等）

第二十六条

3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とする。

4 旭川市交通安全対策会議について

法第18条及び旭川市交通安全対策会議条例（昭和46年4月1日条例第25号。以下「条例」という）第1条に基づき、旭川市交通安全対策会議を設置する。

旭川市交通安全対策会議条例（抜粋）

（設置）

第1条 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第18条第1項の規定に基づき、旭川市交通安全対策会議（以下「会議」という。）を設置する。